

〔平成21年12月17日
第14回日本年金機構設立委員会において公表〕

日本年金機構設立委員会委員長談話

- 日本年金機構設立委員会は、平成20年11月12日の第1回委員会以来、本日までに14回の委員会及び10回の懇談会を開催するなど、精力的に審議を重ねてきた。

この結果、機構職員の労働条件及び採用基準を決定し、その基準に基づく累計22,713名（正規職員10,800名、有期雇用職員11,913名）の職員採用を決定したほか、業務方法書、制裁規程等の諸規程について厚生労働大臣に認可申請を行うなど、日本年金機構法が予定する設立委員の任務を全うすることができた。

- 日本年金機構の設立準備に関する今後の事務は、理事長予定者に引き継がれることになる。

残された時間は極めて限られているが、社会保険庁等の関係者は、理事長予定者の指示を仰ぎながら、平成22年1月1日の機構設立が混乱なく円滑に行われるよう、準備に万全を期してもらいたい。

- もとより日本年金機構の設立目的は、公的年金制度の運営体制を再構築し、失われた国民の信頼を回復することである。

年金業務・社会保険庁監視等委員会、年金業務・組織再生会議及び本委員会における審議等に基づき、正確な年金給付、組織ガバナンスの確立、有為の人材登用、お客様に対するサービス改善、業務効率化等に向けた様々な取組みの制度設計が行われているが、これらの取組みが真に機能するか否かは、機構発足後における不断の努力にかかっている。機構の役職員一同が高い使命感と改革意欲を常に保持し、業務に邁進することを強く期待してやまない。

なお、日本年金機構においては、民間労働法制が完全に適用されることになるが、労使共に、お客様本位の良質なサービス提供こそが共通の存立基盤であることを認識し、健全な労使関係の構築に努めることを望む。

- 本委員会での議論にもあったが、日本年金機構が期待される役割を果たしていくためには、厚生労働省の全面的な支援と協力が必要であることは言うまでもない。

今後、厚生労働省が、年金制度の改善企画とその実施面への責務を果たすこと及び機構運営に関する理事長の主体性を尊重することを期

待する。

特に、日本年金機構設立当初の最重要課題である年金記録問題への対応に関して国民の皆様への期待に応えるためには、厚生労働省が、機構と緊密な連携を図りつつ、必要な法令・制度の改正と人員・予算の確保に尽力することが必要である。

- また、年金制度の一番の当事者である国民の皆様におかれては、機構運営に対する監視とともに、大切な自分の財産である年金記録について、まずは自らチェックするなど、財産を自分で守る意識を高めていただき、ねんきん特別便・定期便等を活用し、少しでも疑問があれば遠慮なく機構に問い合わせさせていただきたい。

これらに対応するため、機構としては窓口相談体制を充実するほか、市町村等との連携にも積極的に取り組まれない。

- 最後に、審議にご協力いただいた設立委員の皆様、採用業務に関しご尽力いただいた職員採用審査会委員の皆様、さらには、採用面接にご協力いただいた多数の民間出身者の皆様に対して、心からの御礼を申し上げます次第である。

平成21年12月17日

日本年金機構設立委員会委員長 奥田 碩